

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（平成30年度第1回）議事録

- 1 開催日時 平成30年4月26日（木） 午後3時00分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	立川 久雄	委 員	竹元 悦子
委 員	高石 静江	委 員	室橋 敬
委 員	宮崎 和明	委 員	加曾利 正宏
委 員	高安 修藏	委 員	浅井 美喜
委 員	安藤 洋子	委 員	小倉 明美
委 員	鍋川 早苗		

(欠席委員)

副会長	在原 昌秀	委 員	山中 太郎
委 員	犬丸 達也	委 員	石塚 浩一

- 4 出席職員

福祉部長	根本 博之	介護保険課 管理班副主査	四宮里江子
介護保険課長	石井 正則	高齢者支援課長	川口 秀
介護保険課 認定・給付班長	森本 芳弘	高齢者支援課 上席保健師 (地域包括支援班長兼務)	一色 弥生
介護保険課 管理班長	吉田 彰	高齢者支援課 地域包括支援班主査	鶴岡 公德
介護保険課 管理班主査	北島 規与泰		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

- 6 次第

(1) 議題

- ア 介護予防・日常生活支援総合事業におけるみなし指定サービス事業者の指定更新について
- イ 平成30年度地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の公募について
- ウ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- エ その他

7 議 事

事務局	<p>出席の報告をいただいております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は、11名でございます。</p> <p>従いまして、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>これより、平成30年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、在原委員、犬丸委員、山中委員、石塚委員が所用のため欠席との報告をいただいております。</p> <p>次第により会議を進めてまいります。</p> <p>立川会長、ご挨拶よろしくお願ひ申し上げます。</p>
立川会長	あいさつ（略）
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の進行につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、立川会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、立川会長よろしくお願ひいたします。</p>
立川会長	それでは、まず議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について事務局から説明をお願いします。
事務局	本日の会議は公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開してまいりますのでご了解ください。委員の皆様には、後日、議事録を送付させていただきます。以上でございます。
立川会長	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、その他を含め4件でございます。</p> <p>会議次第をご覧ください。</p> <p>議題1は、「介護予防・日常生活支援総合事業におけるみなし指定サービス事業者の指定更新について」の報告を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題2は、「平成30年度地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の公募について」の説明を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題3は、「袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の説明を受け、ご意見をいただくものです。</p> <p>議題4は、「その他」といたしまして、委員の方々からのご意見を伺うもので</p>

	<p>ございます。</p> <p>では、議題ごとに事務局の説明後、質疑をお受けすることとします。</p> <p>まず、議題1「介護予防・日常生活支援総合事業におけるみなし指定サービス事業者の指定更新について」、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	【議題1に関する報告】
立川会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
	質疑なし
立川会長	<p>ないようですので次に移らせてもらいます。</p> <p>次に、議題2「平成30年度地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の公募について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【議題2に関する説明】
立川会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
高安委員	市独自の補助金を交付しないとのことであるが、どのような理由なのか
事務局	千葉県の「介護施設等整備事業交付金」を財源として事業者に補助金を交付するため、市独自の補助金については交付しないものです。
高安委員	ある程度補助金を出さないと、施設を整備するのは難しいと思います。
事務局	<p>市全体として補助金を削減する方向で進めているなかで、本件についても補助金を上乗せすることが難しい状況となっています。</p> <p>つきましては、事業者に対しましては、補助金以外の事で事業の定着に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。</p>
高安委員	<p>やはり、金銭的な支援を行わないと施設整備は出来ないと思います。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、夜勤もあり経費がかかるといった話を聞いたことがあります。</p> <p>市は、介護や福祉に金銭的な支援をする発想が無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>市全体の財政の状況としましては、必ずしも福祉施策に予算がついていないといった状況はございません。全体として、福祉の各分野に予算が付いており、ここ10年で市の予算の割合では、福祉が突出してと言っている位に増えている状況であります。</p> <p>本事業におきましては、まず県の補助金がありますのでこれを活用し、今回の公募にあたっては、広く周知徹底的を図ってまいります。</p>
立川会長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので次に移らせてもらいます。</p> <p>次に、議題3「袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一</p>

	部を改正する条例について」、事務局の説明を求めます。
事務局	【議題3に関する説明】
立川会長	質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。 質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。
	質疑なし
立川会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 最後に、議題4「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。
高安委員	前回お話しをさせていただきました、総合事業Bの件ですけど、総合事業によるまちづくりは、介護保険課、高齢者支援課だけでは出来ないの、福祉部全体が連携してこの問題に対処していただきたいとお願ひしました。 福祉部長が変わり、引継ぎをされたと思いますが、拠点づくりもその方向で動いてもよろしいと考えておられますか。
事務局	総合事業の話は何ってありますが、総合事業のサービスBにつきましては、支えるべきサービスの体制をまずは構築しなければならないと考えています。 今の段階では、なかなか進んでいませんが、そのために、まずは人づくりが大切であって、これから社会福祉協議会などを通じて、地域ごとに体制を整えていければと思っております。 福祉部全体では、まずそういった体制をつくることと考えておりますので、ご意見などをいただければと思ひます。
高安委員	これを進めるにあたって、介護保険課と高齢者支援課だけでは出来ないから、福祉部全体で進めて行くといったことが、大枠で決まったと理解してよろしいのでしょうか。
事務局	福祉部として、ネットワークを作りながら、協働体制を作りながら進めてまいります。そういった意味でも色々な会議体や協議体を通じて努力しているところでございます。
高安委員	介護保険課と高齢者支援課だけで無理なので、福祉部全体が連携しあうところは連携してやらなければ出来ないということ承知しているのかを伺っているのです。
事務局	福祉につきましては、貧困、保育、高齢者と様々な問題がございますが、それらについて、色々と重なっている部分もあります。色々な所で協議体といった形を作りながら、ネットワークを通じてお互いに協力しながら取り組んでいるところでございます。
高安委員	縦割りで協議会を作っても出来ないと思ひます。
事務局	身近な交流の場づくりとして、地域福祉課でもそういった事業を行っております。地区社協を中心にサロンをやっていますが、そこで子育ての方や障害者の方が集えるような形を各地区で行えるようにしていければと思っております、こういった事を福祉部を上げて取り組んでいければと考えています。

	<p>総合事業Bというのは、身近な場作りといったことだけではなく、様々なサービスを提供するといった事がありますので、サロンについては連携して取り組んでいきたいと思っております。</p>
高安委員	<p>高齢者支援課で考えているサロンと、地域福祉課で考えている地域の拠点づくりは、重なるわけなので協力しあいながら進めていただきたいです。</p> <p>総合事業Bというのは、日本全国で取り組んでいて失敗している事例が沢山あるようです。厚生労働省は、各自治体の状況に応じて取り組むようにと言っているのです。袖ヶ浦市の特性に応じて無理のないように少しずつ進めていただければと思います。その体制として、福祉部全体として取り組むといった意識づけを作っていただきたいのです。</p>
事務局	<p>ご意見をいただいた件につきましては、福祉部の中で話し合いながら進めて行きたいと思っております。</p>
立川会長	<p>その他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので、事務局より何か報告等ございますか。</p>
事務局	<p>【次回の開催日程等について報告】</p>
立川会長	<p>ただいまの報告に対し、質問はございませんか。</p>
	<p>質問なし</p>
立川会長	<p>それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。以上で、議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>立川会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議題は、全て終了いたしましたので、平成30年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

平成30年度第1回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 平成30年4月26日（木）

午後3時00分

場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるみなし指定サービス事業者の指定更新について

【サービス事業者の指定更新について報告し、ご意見をいただくものです。】

- (2) 平成30年度地域密着型サービス事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の公募について

【公募に関する募集要項等について説明し、ご意見をいただくものです。】

- (3) 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【条例の改正内容を説明し、ご意見をいただくものです。】

- (4) その他

4 閉 会

議題(1) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるみなし指定サービス事業者の指定更新について

議題(1) 資料①

介護予防・日常生活支援総合事業におけるみなし指定サービス事業者の指定更新計60件について、報告するものです。

袖ヶ浦市総合事業第1号訪問事業みなし指定更新事業者リスト

通番	指定申請日	事業者の名称	事業者の所在地	代表者の役職	代表者の氏名	事業所番号	事業所の名称	事業所所在地	指定更新日	指定有効期限
1	平成30年1月15日	社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会	千葉県袖ヶ浦市飯富1604	会長	飯野 芳郎	1273400067	社会福祉法人袖ヶ浦市市社会福祉協議会	千葉県袖ヶ浦市飯富1604	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2	平成30年1月18日	社会福祉法人さつき会	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	理事長	矢田 洋三	1273400091	さつき会ヘルパーステーションカトリアンホーム事業所	千葉県袖ヶ浦市蔵波2713-1	平成30年4月1日	平成32年3月31日
3	平成30年1月31日	株式会社ヤックスケアサービス	千葉県千葉市中央区問屋町1-35	代表取締役	根本 幸男	1273400331	ヤックスヘルパーステーション袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市蔵波台5-19-3	平成30年4月1日	平成34年2月28日
4	平成30年1月21日	有限会社ライフサポート彩輝	千葉県袖ヶ浦市のぞみ野27-11	代表取締役	安藤 慶子	1273400380	ライフサポート彩輝	千葉県袖ヶ浦市大曾根2-1	平成30年4月1日	平成35年2月28日
5	平成30年2月16日	有限会社憩	千葉県袖ヶ浦市横田1709-2	代表取締役	若林 和秀	1273400505	ケア・サービス憩	千葉県袖ヶ浦市横田1709-2	平成30年4月1日	平成36年3月31日
6	平成30年1月31日	セントケア千葉株式会社	千葉県千葉市中央区新町1-17	代表取締役社長	成田 正幸	1273400539	セントケア袖ヶ浦	千葉県袖ヶ浦市横田2189-1	平成30年4月1日	平成31年3月31日
7	平成30年1月16日	株式会社ブレーションシステム	千葉県袖ヶ浦市勝217-1	代表取締役	堀 勝二	1273400570	げんき介護相談所	千葉県袖ヶ浦市勝217-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
8	平成30年1月31日	社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会	千葉県千葉市中央区神明町204-12	理事長	植野 圭哉	1270102484	らいおん介護事業所	千葉県千葉市中央区神明町6-2 小川ビル	平成30年4月1日	平成36年3月31日
9	平成30年1月26日	社会福祉法人長須賀保育園	千葉県木更津市長須賀1309	理事長	堀口 文男	1271100073	グリーンパレス訪問介護事業所	千葉県木更津市長須賀1329	平成30年4月1日	平成32年3月31日
10	平成30年1月31日	社会福祉法人かずさ萬燈会	千葉県木更津市井尻951	理事長	渡邊 元貴	1271100263	中郷記念館ホームヘルパー	千葉県木更津市井尻951	平成30年4月1日	平成32年3月31日
11	平成30年1月23日	有限会社リ・ライフ	千葉県木更津市犬成906	代表取締役	松山 昌史	1271100537	訪問介護ステーションたんぼぼ	千葉県木更津市祇園2-30-21	平成30年4月1日	平成36年3月31日
12	平成30年1月30日	有限会社なごみ	千葉県木更津市東太田4-2-8	取締役	吉田 秀明	1271100578	訪問介護なごみ	千葉県木更津市東太田4-2-8	平成30年4月1日	平成32年12月31日
13	平成30年1月31日	有限会社あまくさ	千葉県木更津市貝淵1-9-3	取締役	遠藤 太一	1271100768	太陽介護センター	千葉県木更津市貝淵1-9-3	平成30年4月1日	平成36年3月31日
14	平成30年1月17日	有限会社日の出	千葉県木更津市請西3-15-5-105	代表取締役	太田 叶子	1271101105	訪問介護事業所朝陽	千葉県木更津市請西南2-14-2-202	平成30年4月1日	平成36年3月31日
15	平成30年1月29日	株式会社サービスワン	千葉県市原市姉崎東3-3-7	代表取締役	手代木 一儀	1271101295	木更津ムツミヘルパーステーション	千葉県木更津市太田4-12-21	平成30年4月1日	平成31年10月31日
16	平成30年1月22日	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1-4-14	代表取締役	森山 典明	1271101360	アースサポート木更津	千葉県木更津市木更津2-2-41	平成30年4月1日	平成35年11月30日
17	平成30年1月23日	ハートケア株式会社	千葉県木更津市中央2-10-14	代表取締役	玉丸 森敏	1271101709	ハートケア訪問介護支援センター	千葉県木更津市清見台東1-23-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
18	平成30年1月31日	ケアセンター絆株式会社	千葉県木更津市江川536-1	代表取締役	築田 恵子	1271101816	訪問介護ケアセンター絆	千葉県木更津市江川536-1	平成30年4月1日	平成31年1月31日
19	平成30年1月25日	医療法人社団成亮会	千葉県木更津市東中央2-1-11	理事長	津田 浩史	1271101881	リビングサポート木更津訪問介護事業所	千葉県木更津市永井作263-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
20	平成30年1月29日	株式会社ケイ・ティ・サービス	千葉県市原市姉崎東2-2-6 ケイティビル1階	代表取締役	手代木 一儀	1272400142	KT姉崎ヘルパーステーション	千葉県市原市姉崎東2-2-6 ケイティビル8階	平成30年4月1日	平成32年3月31日
21	平成30年1月29日	株式会社サービスワン	千葉県市原市姉崎東3-3-7	代表取締役	手代木 一儀	1272400829	ムツミヘルパーステーション	千葉県市原市姉崎東3-3-7	平成30年4月1日	平成33年5月31日
22	平成30年1月26日	社会福祉法人生活クラブ	千葉県佐倉市山崎字石井戸529-1	理事長	池田 徹	1272401066	生活クラブ風の村介護ステーション市原	千葉県市原市惣社1-12-28	平成30年4月1日	平成34年3月31日
23	平成30年1月29日	株式会社サービスワン	千葉県市原市姉崎東3-3-7	代表取締役	手代木 一儀	1272401561	市原ムツミヘルパーステーション	千葉県市原市牛久881-1	平成30年4月1日	平成30年5月31日
24	平成30年1月22日	君津市農業協同組合	千葉県君津市塚原185	代表理事組合長	齊藤 茂雄	1273000156	JAきみつ介護センター訪問介護事業所	千葉県君津市外箕輪4-31-45	平成30年4月1日	平成36年3月31日
25	平成30年1月30日	株式会社寄	千葉県君津市人見1422-1	代表取締役	蜂巢 栄二	1273000776	ヘルパーステーションやどりぎ	千葉県君津市人見1422-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日

袖ヶ浦市総合事業第1号通所事業みなし指定更新事業者リスト

議題(1)資料②

通番	指定申請日	事業者の名称	事業者の所在地	代表者の役職	代表者の氏名	事業所番号	事業所の名称	事業所所在地	指定更新日	指定有効期限
1	平成30年1月29日	社会福祉法人慈協会	千葉県袖ヶ浦市久保田857-9	理事長	遠山 洋一	1273400109	デイサービスセンターサニーヒル	千葉県袖ヶ浦市久保田857-9	平成30年4月1日	平成36年3月31日
2	平成30年1月31日	社会福祉法人さつき会	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	理事長	矢田 洋三	1273400125	袖ヶ浦菜の花苑デイサービスセンター	千葉県袖ヶ浦市神納4181-20	平成30年4月1日	平成32年3月31日
3	平成30年1月29日	社会福祉法人瑞光会	東京都江戸川区瑞江1-3-12	理事長	小川 寛	1273400471	瑞穂デイサービスセンター	千葉県袖ヶ浦市野里1452-4	平成30年4月1日	平成36年2月28日
4	平成30年1月26日	社会福祉法人長須賀保育園	千葉県木更津市長須賀1309	理事長	堀口 文男	1271100081	グリーンパレス通所介護事業所	千葉県木更津市長須賀1305-2	平成30年4月1日	平成32年3月31日
5	平成30年1月31日	社会福祉法人慈心会	千葉県千葉市若葉区更科町2539-2	理事長	本田 憲康	1271100214	社会福祉法人慈心会デイサービスセンター南清苑	千葉県木更津市中尾623-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
6	平成30年1月15日	社会福祉法人かずさ萬燈会	千葉県木更津市井尻951	理事長	渡邊 元貴	1271100271	中郷記念館デイサービスセンター	千葉県木更津市井尻951	平成30年4月1日	平成36年3月31日
7	平成30年1月5日	有限会社なのはなメイト	千葉県木更津市文京3-1-2	代表取締役	三上 郁雄	1271100370	なのはなメイト	千葉県木更津市文京3-1-2	平成30年4月1日	平成36年3月31日
8	平成30年1月5日	株式会社みどりの風	千葉県木更津市笹子553	代表取締役	武井 千尋	1271100560	みどりの風デイサービス	千葉県木更津市笹子553	平成30年4月1日	平成36年3月31日
9	平成30年1月23日	有限会社リ・ライフ	千葉県木更津市犬成906	代表取締役	松山 昌史	1271100628	デイサービスたんぼぼ	千葉県木更津市犬成906	平成30年4月1日	平成36年3月31日
10	平成30年1月26日	社会福祉法人長須賀保育園	千葉県木更津市長須賀1309	理事長	堀口 文男	1271101253	第二グリーンパレス通所介護事業所	千葉県木更津市長須賀1329	平成30年4月1日	平成31年8月31日
11	平成30年1月25日	有限会社介護工房陽だまり	千葉県木更津市請西東1-3-1	代表取締役	鈴木 徹	1271101352	デイサービスくるる	千葉県木更津市請西682-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
12	平成30年1月30日	すまいるリハビリサービス株式会社	千葉県木更津市真舟5-2-3	代表取締役	高橋 宏彰	1271101501	リハビリデイサービスすまいる	千葉県木更津市真舟5-2-3	平成30年4月1日	平成36年3月31日
13	平成30年1月31日	医療法人社団史祥会	千葉県木更津市ほたる野3-24-19	理事長	岩塚 祥穂	1271101907	医療法人社団史祥会房総メディカル第2クリニックデイサービスセンター	千葉県木更津市吾妻243-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
14	平成30年1月31日	社会福祉法人千寿会	千葉県市原市天羽田1500-3	理事長	周郷 哲	1272400175	デイサービスセンターゆうしゅう園	千葉県市原市天羽田1500-3	平成30年4月1日	平成36年3月31日
15	平成30年1月18日	社会福祉法人清心会	千葉県市原市柏原271-1	理事長	黒須 正明	1272400373	日夕苑デイサービスセンター	千葉県市原市柏原271-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
16	平成29年12月15日	社会福祉法人加茂つくし会	千葉県市原市駒込196-1	理事長	杉田 一夫	1272400563	デイサービスセンター高滝神明の里	千葉県市原市駒込196-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日
17	平成30年1月23日	医療法人社団寿会	埼玉県本庄市1216-1	理事長	吉澤 昌宏	1272401082	あいかわデイサービスセンター	千葉県市原市原田261	平成30年4月1日	平成36年3月31日
18	平成30年1月31日	株式会社ユニマツリタイアメント・コミュニティ	東京都港区北青山2-7-13	代表取締役	中川 清彦	1272401702	市原ケアセンターそよ風	千葉県市原市喜多759-10	平成30年4月1日	平成30年11月30日
19	平成30年1月31日	株式会社ヤックスケアサービス	千葉県千葉市中央区問屋町1-35	代表取締役	根本 幸男	1272402205	ヤックスデイサービスセンター姉崎	千葉県市原市姉崎2101 ヤックスドラッグ姉崎店内	平成30年4月1日	平成33年5月31日
20	平成30年1月31日	株式会社ちいきのわ	千葉県市原市桜台2-7-14	代表取締役	白濱 繁生	1272403112	ケアステーションちいきのわ	千葉県市原市椎津2644-1	平成30年4月1日	平成36年3月31日

袖ヶ浦市総合事業第1号通所事業みなし指定更新事業者リスト(地域密着分)

議題(1)資料③

通番	指定申請日	事業者の名称	事業者の所在地	代表者の役職	代表者の氏名	事業所番号	事業所の名称	事業所所在地	指定更新日	指定有効期限
1	平成30年1月31日	社会福祉法人かずさ萬燈会	千葉県木更津市井尻951	理事長	渡邊 元貴	1273400356	ちいたの福王台	千葉県袖ヶ浦市坂戸市場66-1	平成30年4月1日	平成34年3月31日
2	平成30年1月31日	社会福祉法人かずさ萬燈会	千葉県木更津市井尻951	理事長	渡邊 元貴	1273400463	ちいたの平川	千葉県袖ヶ浦市百目木157-1	平成30年4月1日	平成35年11月30日
3	平成30年1月19日	ケアエナジー株式会社	千葉県袖ヶ浦市蔵波1917	代表取締役	堀越 純一	1273400513	ケアエナジー通所介護センター	千葉県袖ヶ浦市久保田2379-3	平成30年4月1日	平成30年7月31日
4	平成30年1月12日	株式会社みどりの風	千葉県木更津市笹子553	代表取締役	武井 千尋	1273400554	みどりの風袖ヶ浦デイサービス	千葉県袖ヶ浦市下泉1425	平成30年4月1日	平成31年4月30日
5	平成30年1月21日	有限会社ライフサポート彩輝	千葉県袖ヶ浦市のぞみ野27-11	代表取締役	安藤 慶子	1273400620	通所介護ベストケア	千葉県袖ヶ浦市大曾根2-1	平成30年4月1日	平成33年12月31日
6	平成30年1月26日	株式会社陽氣	千葉県袖ヶ浦市蔵波245	代表取締役	今井 誠一	1273400638	デイサービス陽氣ぐらし	千葉県袖ヶ浦市久保田1872-5	平成30年4月1日	平成34年3月31日
7	平成30年1月26日	特定非営利活動法人デイサービスホームほがらか	千葉県柏市藤心2-15-13	理事長	橋 洋子	1273400646	百笑	千葉県袖ヶ浦市高谷1365	平成30年4月1日	平成34年9月30日
8	平成30年1月30日	社会福祉法人みどりの風	千葉県袖ヶ浦市下泉1424-3	理事長	武井 千尋	1273400679	デイサービスみどりの丘	千葉県袖ヶ浦市下泉1424-3	平成30年4月1日	平成30年4月30日
9	平成30年2月1日	株式会社美咲コーポレーション	千葉県袖ヶ浦市蔵波2589	代表取締役	末吉 昭子	1273400703	デイサービスセンターすずらん	千葉県袖ヶ浦市蔵波2589	平成30年4月1日	平成30年6月30日
10	平成30年1月31日	社会福祉法人かずさ萬燈会	千葉県木更津市井尻951	理事長	渡邊 元貴	1273400711	本家ちいたの	千葉県袖ヶ浦市福王台1-2-2	平成30年4月1日	平成30年10月31日
11	平成30年1月31日	特定非営利活動法人障害児教育・福祉資料センター	千葉県袖ヶ浦市代宿309-2	代表理事	大井 ギン子	1273400802	通所介護のんき	千葉県袖ヶ浦市代宿303	平成30年4月1日	平成32年9月30日
12	平成30年1月31日	有限会社あまくさ	千葉県木更津市貝淵1-9-3	取締役	遠藤 太一	1271101006	太陽デイサービス燦燦	千葉県木更津市貝淵1-9-3	平成30年4月1日	平成36年3月31日
13	平成30年1月30日	株式会社ケアサービス笑和の郷	千葉県木更津市矢那3630-1	代表取締役	碓井 文敏	1271102145	デイサービス笑和の郷	千葉県木更津市矢那3630-1	平成30年4月1日	平成32年7月31日
14	平成30年1月30日	すまいるリハビリサービス株式会社	千葉県木更津市真舟5-2-3	代表取締役	高橋 宏彰	1272402965	リハビリデイサービスすまいる・姉ヶ崎	千葉県市原市椎津1035-10	平成30年4月1日	平成36年3月31日
15	平成30年1月16日	サンエム機材株式会社	千葉県市原市能満982	代表取締役	小出 昭一	1272403088	デイサービスなごみの家	千葉県市原市光風台5-212	平成30年4月1日	平成36年3月31日

議題（２）平成３０年度地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の公募について

本件につきましては、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画に基づき、平成２８年度に公募を実施しましたが、応募事業者が無かったことにより、当該介護サービス事業を整備することが出来ませんでした。

また、平成２９年度には非公募での整備を進めましたが、実施を予定していた事業者において看護職員を確保することができず、年度内の整備が困難となり断念の申し出があったため、当該介護サービス事業を整備することが出来ませんでした。

そこで、引き続き整備を進めるため、平成３０年度を計画の初年度とする袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画に位置づけ、平成３０年度において、改めて公募を行うことについて報告するものであります。

１ 公募の趣旨

本公募につきましては、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第７期介護保険計画」に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

２ これまでの状況

平成２８年度 公 募：応募事業者なし
 平成２９年度 非公募：予定していた事業者の辞退

３ 事業の内容

開設年度 平成３０年度
 整備数 １事業所
 日常生活圏域 市内全域

４ 募集スケジュール（調整中）

募集要項配布期間	平成３０年 月 日～ 月 日
質問受付期間	平成３０年 月 日～ 月 日
事前協議申出書受付期間	平成３０年 月 日～ 月 日
応募書類受付期間	平成３０年 月 日～ 月 日

※公募内容は、次ページ以降の「袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）」をご参照ください。

平成30年度

袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業)

平成30年 月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス事業の内容	1
3	応募事業者の資格	1
4	公募条件	2
5	募集及び選定スケジュール	3
6	申込方法	4
7	応募に当たっての留意点	5
8	禁止事項・欠格事項	6
9	質問及び回答	7
10	選定方法	8
11	補助金について	11
12	公募申込に係る提出書類一覧	12
13	その他の書類一覧	13
※	別表	14

1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募につきましては、この計画に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拠点を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

年度	地域密着型サービスの種類	整備数	日常生活圏域
平成30年度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	市内全域

※ 一体型、連携型とも応募可能で、選定に当たっては一体型、連携型のどちらかを加点するということはありません。

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（14ページ）を参照してください。

※ サービス提供地域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できる立地であることが望ましいです。

3 応募事業者の資格

応募事業者は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営している事業者であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項)規定に該当しないこと。
- ③ 法人と代表者が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 法人の役員(就任予定者含む)等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。

- ⑦ 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。
- ⑧ その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

4 応募条件

(1) 事業所の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

(2) 法令等の順守

- ① 袖ヶ浦市が定める下記の基準を満たしていること。
 - ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 5 号）
 - ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 3 号）
 - ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）
- ② 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。
- ③ その他、関係法令、袖ヶ浦市の関係条例等を順守すること。

(3) 事業の開始

平成 31 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

5 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項配布期間	平成30年 月 日 () ~ 平成30年 月 日 ()
質問の受付期間	平成30年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
事前協議申出書受付期間	平成30年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
応募書類受付期間	平成30年 月 日 (月) ~ 平成 年 月 日 ()
書類審査	~平成30年 月 日 ()
介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）におけるプレゼンテーション及びヒアリング	平成30年 月 日 ()
事業者の決定	平成30年 月
開設3ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設2ヶ月前	事業所指定申請（介護保険法）
開設1ヶ月前	介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）の開催 事業所指定

※ 受付時間は、午前9時から午後4時までとなります。

※ 事業所の指定にあたっては、介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）による審査が必要となります。

6 申込方法

(1) 事前協議申出書の提出

① 受付期間

平成30年 月 日 () から平成30年 月 日 () まで（土・日・祝日は除きます）

午前9時から午後4時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の募集に係る事前協議申出書（様式 1）

イ 法人の概要（任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等を記載してください。※パンフレット等があれば添付してください。）

ウ 事業概要調書（様式 5）

エ 事業所の位置図、施設の配置図、平面図、給排水計画図など施設建設に関する図書

(2) 応募書類の提出

本公募への応募を希望する事業者は、「応募申込に係る提出書類一覧」（12～13 ページ）を参照の上、代表者が応募書類を提出してください。

① 受付期間

平成 30 年 月 日（ ）から平成 30 年 月 日（ ）まで（土・日・祝日は除きます）

午前 9 時から午後 4 時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出場所及び問合せ先

事前協議申出書並びに応募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

<提出場所及び問い合わせ先> 袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 担当 四宮、北島 住所 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1 電話 0438 (62) 3158 F A X 0438 (62) 3165 Eメール sode73@city.sodegaura.chiba.jp
--

④ 提出部数：20 部（正本 1 部、副本（コピー可）19 部）

※副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「事業所（予定地）の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

⑤ 作成上の注意

- ・直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。
- ・提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となりますので、注意してください。

・提出書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型で作成してください。

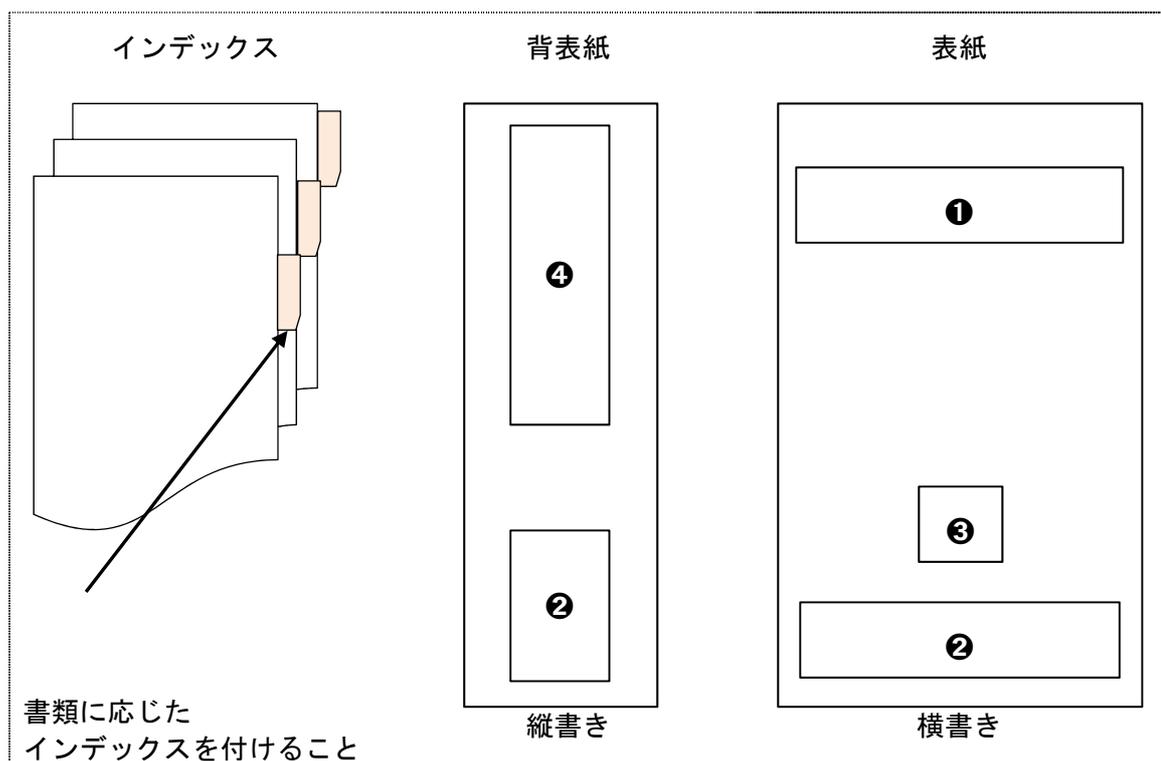
・提出書類の体裁は、次のように整えてください。

○全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。

○項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)

○全体をバインダー等で綴り、表紙に、「平成30年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者名の見出しを付け、背表紙には「平成30年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。

○提出書類はA4サイズに統一し、図面でA3サイズの場合はA4サイズ折りしてください。



バインダー等に、次のとおり見出しをつけてください

①平成30年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書

②事業者名

③正本又は副本の区分

④平成30年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書

7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 平成30年 月 日（ ）の締切日以降、事業者の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、袖ヶ浦市は責任を負いません。
- (5) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (6) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (7) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、袖ヶ浦市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- (8) 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 代表者、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員等の要件を確認し、開設までに必須研修を修了した職員を配置できるようスケジュールに注意してください。
- (10) 市長は、選考された法人又は事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式9）を提出してください。
- (12) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (13) 福祉部、担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。

8 禁止事項・欠格事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、法人に応募資格がないと認めた場合。
- ② 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の審査前に、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合。
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を、市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が認める場合。

9 質問及び回答

(1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、平成 30 年 月 日 () から平成 30 年 月 日 () 午後 4 時までに F A X 又は E メールにより受け付けます。これ以外の方法(電話、口頭等)での質問は受け付けません。

(2) 質問票の記載について

- ① 質問票(様式 10)に要旨を簡潔にまとめ、質問票 1 枚に 1 件の質問としてください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

<送付先>

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 担当 四宮、北島 宛て
F A X 0438 (62) 3165
E メール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、平成 30 年 月 日 () までに、袖ヶ浦市介護保険課ホームページに掲載いたします。

10 選定方法

(1) 運営事業者の決定方法

- ① 運営事業者の決定は、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」で審査選考し、同運営協議会の意見等を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、事業者のプレゼンテーション(提案)及びヒアリング(質疑・応答)により行い、総合的に評価・審査します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、本事業に関する考え方や特色などについて、プレゼンテーションしていただいた後に、その内容についてヒアリングを行います。

このプレゼンテーションは、応募申込時に提出していただいた書類を資料とし、口頭による説明を基本としますが、当日会場で必要に応じて簡単な書類等を配布することは可能です。

(2) 審査の項目

次に掲げる選定基準等に照らし、総合的に審査します。

① 運営理念及び基本方針【満点20点】

・本公募に応募した理由

本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。

・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針

地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

・サービスの質の向上に対する考え方・取組み

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

・利用者に対する考え方・取組み

利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

② 事業内容の具体性【満点20点】

・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール

事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。

・事業所の確保状況及び立地状況

事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか。事業所から利用者宅への訪問に係る時間が適切であるか。

・事業に必要な機器等確保状況

利用者情報等を蓄積する機器、利用者からの通報を受ける通信機器等が、適切に備えられているか。

③ 財源の確保・採算性についての考え方【満点10点】

・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。

・事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。

④ 安全・安心への対策【満点10点】

- ・ 緊急時、事故発生時及び非常災害時における対策が図られていることが認められるか。
- ・ 衛生管理対策が図られていることが認められるか。

⑤ 人材の確保・育成への対策【満点10点】

- ・ 人材確保に対する取組みは期待できるか。
- ・ 職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。

⑥ 地域住民の理解・支援の状況【満点10点】

- ・ 事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。
- ・ 事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。

⑦ 地域等との連携【満点20点】

- ・ 地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。
- ・ 介護・医療連携推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。
- ・ 協力医療機関、他の高齢者施設等との連携体制が図られていることが認められるか。
- ・ 介護と看護の連携体制が図られていることが認められるか。

(3) 採点方法

満点は100点です。

袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員1人1人による採点を行います。

なお、採点の結果、合計点数が、「出席委員数×100点（満点）×60%」に満たない場合は、提案事業者が1者であったとしても、選定事業者なしとします。

(4) 審査結果の通知

すべての応募事業者に文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

<注意> この決定は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において、指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定をしません。

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業者名及び事業の内容は、市のホームページで公表します。（応募者の申請内容については、公表いたしません。）

11 補助金について

施設整備に係る補助金には、千葉県の「介護施設等整備事業交付金」を財源として、市が交付する介護施設等整備事業補助金があります。ただし、この補助金は、県予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、県で不採択となった場合交付できません。

なお、袖ヶ浦市では、これらの補助金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。

〈参考〉

下記の補助金の単価は、平成 29 年度の単価です。

◎地域密着型サービス等整備事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1 施設につき 5,670 千円	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◎介護施設等の施設開設準備経費等支援事業交付金

施設の種類	補助単価	対象経費
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1 施設につき 10,300 千円	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の 6 ヶ月間が上限となります。

12 公募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書	様式 2
2	応募に係る誓約書	様式 3
3	定款（写し） ・最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 ・応募申込日前3ヶ月以内に発行された最新のもの	—
5	法人事業概要（パンフレット等）	任意様式
6	当該申請に係る資産の状況 ・直近2年分の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録） ・賃貸借契約書（賃借物件の場合のみ）	任意様式
7	役員名簿	様式 4
8	事業概要調書	様式 5
9	開設提案書	様式 6
10	管理（予定）者経歴書	様式 7
11	オペレーター（予定者）経歴書	様式 8
12	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を時系列に記載したもの	任意様式
13	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況（現況、排水先、接続する道路等）がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
14	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図 ④その他：実施地域（予定）を記載した図面	—
15	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	—
16	検査済証の写し ・建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	—
17	事業所建設予定地事前協議内容報告書 ・協議事項ごとに関係機関からの指摘事項、指摘事項に対する対応策、スケジュールを記載し、必要があれば添付書類を添付してください。	様式 9
18	職員の研修計画書 ・職員に対してどのような研修を実施するのか具体的に記載したもの	任意様式

19	事業計画書 ・事業計画書(事業開始から3年間の利用者の見込み) ※当初から100%の稼働率を目指すのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込みとしてください。	任意様式
20	資金計画書 ・資金需要(事業費、借入金返済、運転資金等) ・資金調達(自己資金、借入金等) ・借入金返済計画	任意様式
21	収支予算書 ・事業開始から3年間の収支見込(介護報酬等は現行制度によります。) ※当該赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
22	その他の必要な書類 ・現在運営している施設等のパンフレット	—
23	原本証明書	様式10

提出書類は、原則としてA4サイズで作成してください。(図面についてはA3サイズ可)

13 その他の書類一覧

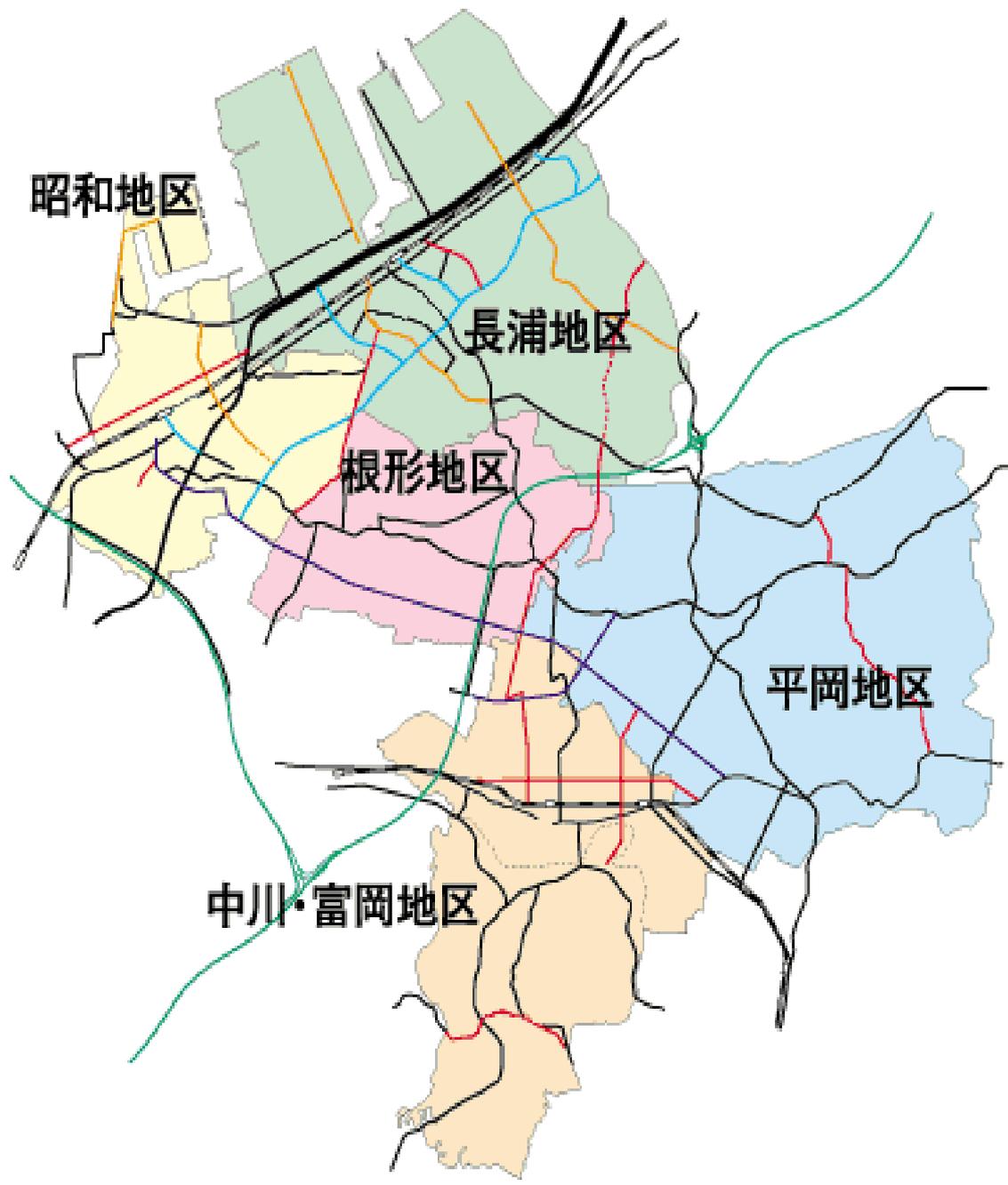
	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式11
2	質問票	様式12

※ 別表

●日常生活圏域の区分

圏域名	住 所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

<図 袖ヶ浦市の日常生活圏域>



定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の募集に係る事前協議申出書

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長(申請者)
所在地
法人名
代表者名

印

次のとおり、平成30年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）の募集に係る事前協議を申し出ます。

サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業	
事業所の名称（フリガナ） （名称又は仮称）	（名称・仮称）	
併設事業所の有無 及び種類	<input type="checkbox"/> 有	種類：
	<input type="checkbox"/> 無	
開設予定年月日	平成 年 月 日	
提出書類	①法人の概要（任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等。パンフレット等があれば添付してください。） ②事業概要調書（様式5） ③事業所の位置図、施設の配置図、平面図、給排水計画図など施設建設に関する図書	

連絡先	法人名(フリガナ)	
	所在地	〒
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑩

電話番号

平成30年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）の公募について、別紙関係書類を添えて応募いたします。

記

- 1 添付書類 別紙のとおり
- 2 提出部数 正本1部、副本（写し）19部
- 3 連絡先等

担当者	(フリガナ)		所属	
	氏名		役職	
連絡先	住所			
	電話			
	F A X			
	E-Mail			

応募に係る誓約書

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑩

平成30年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）の応募に際して、下記の事項に関し、事実と相違ないことを誓約し、相違があった場合には市による選定の取り消しを受けても異議申し立ては行いません。

記

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号に該当しない者であること。
- 2 誓約日において、法人及び代表者が袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- 4 法人の役員（就任予定者含む）等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

役員名簿

法人名			
役職	ふりがな 氏 名	年齢	現在の職業 (勤務先)

※当該法人の役員及び事業所を管理する者について記入してください。

事業概要調書

※ 事業概要調書の枠については、必要に応じて伸縮してください。行間、文字数、余白等は自由に変更してかまいません。

1 開設予定法人

フリガナ			
法人名			
代表者名等	職名	フリガナ	
		氏名	
設立年月	年 月 設立		
法人所在地	(〒 -)		
連絡先	電話番号		FAX番号
法人の沿革			
主な業務内容			

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

フリガナ			
名称			
事業所	設置場所	袖ヶ浦市	
	面積	m ²	
	建物 権利形態	1 自己所有 2 今後取得予定 3 借家 (予定含む) [契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)]	

最長 到着時間	通報を受けてから担当地域内の利用者宅までの最長到着時間 分 ※ 「利用者宅」は、事業所からの直線距離で最も遠い地点を想定してください。 ※ 移動手段は問いません。
迅速に訪問 するための 対策	※ 地域の交通事情等を踏まえて講ずる対策等を記入してください。
併設施設等	

3 事業概要

事業開始予定 年月日	平成 年 月 日			
事業所の形態	1 一体型		2 連携型	
	上記事業所形態を選択した理由			
	連携する訪問看護事業所 ※連携型のみ記入			
	事業所名	事業所番号	所在地	連携に係る契約
				1 契約済み 2 契約予定
				1 契約済み 2 契約予定
利用予定者数	人			
随時対応サービス、定期巡回サービス、随時訪問サービスを他の事業所への一部委託の有無 （有の場合は、委託するサービス種類と委託先事業所名及び所在地）				
利用者宅の合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法				

管理者 (予定者)	フリガナ										
	氏名										
	(当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、又は同一敷地内事業所で兼務する他の職種) ※兼務の場合のみ記入										
従業者の 職種・員数	オペレーター	訪問介護員等				看護職員 (一体型のみ)		うち計画作成 責任者			
		定期巡回サービス		随時訪問サービス		専従	兼務	専従	兼務		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤:人											
非常勤:人											
①オペレーター											
資格	医師	人	看護師	人	准看護師	人					
	保健師	人	社会福祉士	人	介護福祉士	人					
	ケアマネジャー	人	経験のあるサービス提供責任者				人				
②訪問介護員等											
資格	介護福祉士	人	訪問介護員	1級	人	2級	人				
	その他 ()							人			
上記以外に、訪問介護事業所への業務委託で確保する訪問介護員等の数										人	
③計画作成責任者											
資格	医師	人	看護師	人	准看護師	人					
	保健師	人	社会福祉士	人	介護福祉士	人					
	ケアマネジャー	人									

4 利用者状況を蓄積する機器等及び利用者からの通報を受ける通信機器等の概要

利用者状況を蓄積する機器等の概要（機器を設置しない場合には、それに替わる体制等の概要）
利用者からの通報を受ける通信機器等の概要

※ 必要に応じて、概要図、パンフレット、写真等を添付してください。

5 介護・医療連携推進会議の概要

設置見込み時期	平成 年 月		
構成員（予定）			
内 訳	分野	人数	状況
	利用者又は利用者の家族	名	
	地域住民の代表者	名	周辺地元区、自治会等の役員等
	地域の医療関係者	名	
	当該サービスに知見を有する者	名	学識経験者、民生委員、地区社会福祉協議会役員、シニアクラブ役員、他法人事業所施設等管理者、高齢者福祉施設等ボランティア、その他高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者
	市の職員又は地域包括支援センター職員	名	市の職員、地域包括支援センター職員の両方の選定も可能

6 連携する医療機関一覧

※ サービス提供に当たり、指導・助言を得られる医療機関がある場合に、その内容を記入してください。

1	医療機関名		所在地	
	主な診療科目		協定等の有無	1 有 2 無
	具体的な連携内容			
2	医療機関名		所在地	
	主な診療科目		協定等の有無	1 有 2 無
	具体的な連携内容			
3	医療機関名		所在地	
	主な診療科目		協定等の有無	1 有 2 無
	具体的な連携内容			
4	医療機関名		所在地	
	主な診療科目		協定等の有無	1 有 2 無
	具体的な連携内容			

7 補助金申請

千葉県「介護施設等整備事業交付金」に関する意向確認です。

介護施設等整備事業交付金	1 申請します	2 申請しません
補助金採択されなかった場合	1 補助なしで開設	2 開設辞退

※ この交付金は、千葉県の予算の範囲内で優先順位の高い整備計画から順に採択されるため、必ずしも採択されるものではありません。

開設提案書

法人名	
-----	--

1 運営理念及び基本方針
(1) 本公募に応募した理由
(2) 地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針
【概要】
【詳論】

<p>(3) サービスの質の向上に対する考え方・取組み</p>
<p>【概要】</p>
<p>【詳論】</p>
<p>(4) 利用者に対する考え方・取組み (利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、 身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情、相談体制などについて)</p>
<p>【概要】</p>
<p>【詳論】</p>

<p>2 事業内容の具体性</p>
<p>(1) 事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール</p>
<p>(2) 事業所の確保状況及び立地状況</p>
<p>(3) 事業に必要な機器等確保状況</p>
<p>3 財源の確保・採算性についての考え方</p>
<p>(1) 資金計画書に基づいた財源の確保について</p>
<p>(2) 採算性について</p>

4 安全・安心への対策

(1) 緊急時、事故発生時及び非常災害時について

【概要】

【詳論】

(2) 衛生管理対策について

【概要】

【詳論】

5 人材の確保・育成への対策
(1) 人材確保に対する取組み
【概要】
【詳論】
(2) 職員の育成・接遇に関する取組み
【概要】
【詳論】

6 地域住民の理解・支援の状況
(1) 隣接する土地の地権者の同意
(2) 周辺地元区、自治会や住民への説明
7 地域等との連携
(1) 地域との連携の考え方と取組み
(2) 介護・医療連携推進会議の設置に対する取組み
(3) 協力医療機関、他の高齢者施設等との連携体制
(4) 介護と看護の連携体制

(注) 1 開設提案書の様式は、A 4 縦版横書きとして記入すること。様式が同じであれば、この用紙による必要もなく、ページ数の制限もしない。

(注) 2 参考資料の添付は可。ただし、必ず開設提案書の該当項目に内容を記入したうえで、「別添○」及び書類名を明記すること。

管理（予定）者経歴書

平成 年 月 日現在

氏名	(フリガナ)	男 ・ 女	生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(郵便番号 -)			
電話番号				
取得資格等				
取得年月日		資格名等		
年	月	日		
年	月	日		
年	月	日		
年	月	日		
年	月	日		
年	月	日		
主な職歴等				
期間		勤務先等		職務内容
年	月～	年	月	
年	月～	年	月	
年	月～	年	月	
年	月～	年	月	
年	月～	年	月	
年	月～	年	月	
年	月～	年	月	
備考（研修等の受講の状況等）				

※ 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。

オペレーター（予定者）経歴書

1	(フリガナ)		資格	訪問介護員、看護職員との兼務の有無
	氏名			1 有（兼務職種： ） 2 無
	オペレーター業務に係る主な経歴			
	期間		勤務先等	職務内容
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
2	(フリガナ)		資格	訪問介護員、看護職員との兼務の有無
	氏名			1 有（兼務職種： ） 2 無
	オペレーター業務に係る主な経歴			
	期間		勤務先等	職務内容
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
3	(フリガナ)		資格	訪問介護員、看護職員との兼務の有無
	氏名			1 有（兼務職種： ） 2 無
	オペレーター業務に係る主な経歴			
	期間		勤務先等	職務内容
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月
	年	月～	年	月

※ 欄が不足する場合は、適宜追加してください。

事業所建設予定地事前協議内容報告書

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑩

平成30年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）の応募に際し、次のとおり関係機関との協議を実施しました。

協議 日時	平成 年 月 日	関係機関 及び課等名称	
	: ~ :	担当者名・電話	(TEL)
協議 事項			
指摘事項【全て記載すること。】			
指摘事項への対応策【上記指摘事項に対して、それぞれ具体的な対応策を記載すること】			

※ 関係機関との協議の状況について、各種法令等の適用状況及び指導の概要などを協議事項ごとに作成してください。

※ 添付資料は、箇条書きで明瞭に示し、記載した順番に添付すること。

原本証明書

平成30年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）の応募に関する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業応募申込書に添付した書類は、全て原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

法人名

代表者氏名

⑩

応募辞退届

平成 年 月 日

(あて先)
袖ヶ浦市長

法人所在地

法人名

代表者氏名

⑩

電話番号

平成30年度袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業)の募集に係る応募を下記の理由により辞退しますので、届け出ます。

記

(辞退理由)

質問票

袖ヶ浦市 介護保険課 行

送信日		平成 年 月 日 ()
送信元	法人名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-Mail	
質問事項 (内容は簡潔にお願いいたします。)		

※1 質問は、FAXまたは電子メールにより平成 30 年 月 日 () 午後 4 時まで受け付けいたします。

※2 回答は、月 日 () までに、介護保険課ホームページにて掲載いたします。個別に回答が必要な項目に関しましては、電話にてご連絡いたします。

袖ヶ浦市福祉部介護保険課 管理班 担当 四宮、北島

FAX : 0438 (62) 3165

E-mail sode73@city.sodegaura.chiba.jp

議題（3）袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正を行う市の条例

改正を予定する条例は、次のとおりです。

- ①袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）
- ②袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）

2 市の条例の改正内容及び考え方

それぞれの条例の改正については、国の基準の改正に沿った内容となります。

なお、改正に当たっての考え方については、次ページの表のとおりです。

「①袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正に当たっての考え方

条項	国の基準（改正内容）	従／参（※）	条例改正案	本市の考え方
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本方針（条例第5条）	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問介護員等の資格要件が共生型サービスの開始に伴い範囲が拡大することから、これを従前通りとする。	参	→国の基準どおり	当該国の基準の改正は、それぞれの介護サービスにおける訪問介護員等の資格要件の範囲を従前通りとするためのものであり、その内容は適正であると判断したことから、国の基準通り改正する。
夜間対応型訪問介護 基本方針（条例第7条）	・夜間対応型訪問介護の訪問介護員等の資格要件が共生型サービスの開始に伴い範囲が拡大することから、これを従前通りとする。	参	→国の基準どおり	
複合型サービス 基本方針（条例第14条）	・今回改正により、介護保険法施行規則の初出箇所が変わることによる整理。	参	→国の基準どおり	

「②袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」の改正に当たっての考え方

条項	国の基準（改正内容）	従／参（※）	条例改正案	本市の考え方
申請者の資格（条例第3条）	・看護小規模多機能型居宅介護の申請者の資格要件を診療所を開設している者も認めることとする。	従	→国の基準どおり	当該国の基準の改正は、看護小規模多機能型居宅介護の申請者の資格要件に診療所を開設している者も認めたものであり、その内容については、適正であると判断したことから、国の基準通り改正する。

※従／参 … 国の基準に「従うべき基準（「従」と表記）」か「参酌すべき基準（「参」と表記）」かを示しています。
「従うべき基準」には必ず従い、「参酌すべき基準」については十分に参照して、市の基準を定める必要があります。

◎条例の具体的な改正予定箇所は、次ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

①袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))をいう。以下この項において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(夜間対応型訪問介護の基本方針)</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者_____をいう。以下この項において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(夜間対応型訪問介護の基本方針)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この項において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))をいう。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護(以下この項において「定期巡回サービス」という。)、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等(指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者_____をいう。)の訪問の可否等を判断するサービス(以下「オペレーションセンターサービス」という。)</p>

及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護を提供するものとする。

3 （略）

（複合型サービスの基本方針）

第14条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第9条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護を提供するものとする。

3 （略）

（複合型サービスの基本方針）

第14条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第9条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

②袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、<u>法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）</u>とする。</p>	<p>（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、<u>法人である者</u>とする。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>